

# 駐車監視員活動ガイドライン

令和2年9月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線	重点時間帯
	路線 (区間)	
	長久手市道長湫西部東部44号線 (杵ヶ池～竹の山)	7時～20時
重点路線	○ 重点路線	重点時間帯
	路線 (区間)	
	県道名古屋長久手線 (愛知警察署管内全線)	7時～20時
	県道田名名古屋線 (前熊～愛 地球博記念公園西口交差点)	7時～20時
	県道瀬戸大府東海線 (愛知警察署管内全線)	7時～20時

重点地域	◎ 最重点地域	重点時間帯
	地域 (町名)	
	東郷町白鳥地区 ・ 東郷町白鳥 ・ 御岳一～二丁目	7時～20時
	豊明市二村台地区 ・ 豊明市二村台	7時～20時
	赤池駅周辺地区 ・ 日進市赤池一～五丁目	7時～20時
重点地域	○ 重点地域	重点時間帯
	地域 (町名)	
	東郷町和合ヶ丘地区 ・ 東郷町和合ヶ丘	7時～20時
	名古屋ゴルフ倶楽部周辺地区 ・ 日進市浅田町美濃輪、浅田平子三丁目(国道153号以南) ・ 日進市赤池町箕ノ手(国道153号以南)、モチ口、中島、赤池南一～二丁目 ・ 東郷町大字和合(国道153号以南及び町道和合ヶ丘新池線以西)	7時～20時
	日進駅周辺地区 ・ 日進市栄一～五丁目、東山一～七丁目 ・ 折戸町寺脇(県道瀬戸大府東海線以東)、出屋敷、梨子ノ木 ・ 蟹甲町浅間下(県道名古屋豊田線以南) ・ 藤枝町小山、前田、庚申(県道名古屋豊田線以南)、向イ山、向イ田、平子	7時～20時
	日進市北部地区 ・ 日進市竹の山、香久山、岩崎台 ・ 日進市岩崎町(県道瀬戸大府東海線以西)	7時～20時
	日進市藤塚/南ヶ丘地区 ・ 日進市藤塚一～七丁目、南ヶ丘一～三丁目	7時～20時
	長久手市グリーンロード南北地区 ・ 長久手市下川原、櫛木、下山、西原山、東原山、南原山、原山、上川原、荒田、段の上、鴨田、塚田、五合池、平池、原邸、山桶、野田農、仲田、桜作、打越、作田、久保山、氏神前、戸田谷、城屋敷、東浦、東狭間、香桶、仏が根、武蔵塚、下権田、熊田、井堀、蟹原、根の神、杵ヶ池、熊田、井堀、蟹原、根の神、杵ヶ池、喜婦嶽、長配、砂子、山越、菖蒲池、山野田	7時～20時
	長久手市グリーンロード東地区 ・ 神門前、丸山、石場、大日	7時～20時
	長久手市南西部地区 ・ 長久手市卯塚、市が洞一～三丁目、根嶽 ・ 長久手市片平一～二丁目、片平、丁子田	7時～20時
豊明市前後・新栄地区 ・ 前後町 ・ 間米町(県道新田名古屋線以南) ・ 新栄町(市道大脇館線以北及び以東) ・ 栄町(市道桜ヶ丘沓掛線以西かつ市道大脇館線以北及び以東) ・ 阿野町(県道瀬戸大府東海線以西かつ名鉄名古屋本線以北)	7時～20時	
豊明市役所周辺地区 ・ 三崎町 ・ 西川町 ・ 新田町子持松、子持松前、吉池、門先、広長、錦	7時～20時	

愛知県愛知警察署